

令和7年6月13日に年金制度改正法成立

年金制度改正法③(在職老齢年金)

在職老齢年金の見直しにより、年金を受給しながら働く高齢者が、年金を減額されにくくなります。高齢者の活躍を後押しし、働きたい人の労働意欲を向上させる仕組みです。

全6回で改正ポイントをお伝えします



在職老齢年金の主な改正内容

- 年金を受給しながら働く高齢者の賃金と老齢厚生年金の合計が基準を超えた場合、老齢厚生年金が減額されます。(保険料負担に応じた給付を行う社会保険では例外的な仕組みです)
- この基準が **月50万円から65万円** に引き上げられます。【2026年4月1日施行】

出典:厚生労働省HP 2026年1月23日



見直しの効果

年金を受給しながら働く高齢者が、保険料負担に応じた本来の年金を受給しやすくなり、**年金の減額を意識せず、より多く働ける**ようになります。(新たに約20万人が年金を全額受給できるようになります)

これにより、一部の業界で指摘される**高齢者の働き控えを緩和し、人手不足の解消**につながります。

※この見直しは、厚生年金全体の将来の給付水準を下げる影響がありますが、今回の制度改正全体では給付水準は向上します。

【例】賃金月45万円、厚生年金の受給額が月10万円の場合



出典:厚生労働省HP

記載の税務または社会保障制度のお取扱いは、2026年1月現在の社会保障制度に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別のお取扱いについて、くわしくは所轄の年金事務所等にご確認ください。「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

お問合せ先・担当者



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777 (代表)

www.axa.co.jp/